

平成18年6月26日

各 位

会社名	株 式 会 社	原 弘 産
代表者の役職氏名	代表取締役社長	原 將 昭 (コード番号 8894 大証第2部)
問合せ先	常務取締役	園 田 匡 克
電話番号	0 8 3 2 - 2 9 - 8 8 9 4	

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年4月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年5月18日開催の第20回定時株主総会に付議することを決議し、同日開催の定時株主総会において承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 将来の事業拡大に備えて現行定款第2条に定める事業目的を追加するものであります。
- (2) 公告方法について、周知性の向上及び公告掲載費用の節減を図るため、電子公告制度を採用することとし、現行定款第4条について所要の変更を行うものであります。
- (3) 将来の資金調達、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、現行定款第5条に定める当社の発行する株式の総数の増加を行うものです。また、この定款変更は敵対的買収の防衛策としての側面も念頭においておりますが、現在具体的事象はございません。仮に企業価値を毀損する買収者が現れた場合、企業価値を守るべく当社がとり得る適正な選択肢を広げることになり得ると考えております。
- (4) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款の定めによって可能となる事項等について、以下の変更を行うものであります。
  - ①株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、定款変更案第15条(参考書類等のインターネット開示)を新設するものであります。
  - ②取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、定款変更案第21条第3項(取締役会)を新設するものであります。
  - ③取締役の任期を1年とする定款規定を置くとともに(定款変更案第19条)、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項の決定に係る権限を取締役に委譲する旨、並びに当該事項に関する内容を株主総会の決議によっては定めないものとする旨を定めるため定款変更案第28条を新設するものであります。
  - ④上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正及び移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年5月18日(木)
定款変更の効力発生日	平成18年5月18日(木)

以上

別紙

変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更後定款
第1章 総則	第二章 総則
(商号) 第1条 当社は、株式会社 原弘産と称し、英文では HARAKOSAN CO., LTD. と称する。	(商号) 第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 宅地建物取引業 2. 不動産の売買、仲介、賃貸、斡旋、管理及び保守業務 3. 不動産の取引及び不動産の証券化に関する研究・コンサルタント業 4. 不動産有効活用に関する企画・設計 5. フランチャイズチェーンシステムによる賃貸住宅の経営及び経営指導 6. 建築設計・監理施工及び請負業	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 宅地建物取引業 2. 不動産の売買、仲介、賃貸、斡旋、管理及び保守業務 3. 不動産の取引及び不動産の証券化に関する研究・コンサルタント業 4. 不動産有効活用に関する企画・設計 5. フランチャイズチェーンシステムによる賃貸住宅の経営及び経営指導 6. 建築設計・監理施工及び請負業
(新設) 7. 損害保険代理店業 8. 建物維持管理業務 9. 住宅用設備機器の卸・販売業 10. エネルギーの研究、開発並びに技術提供 11. 一般及び産業廃棄物処理の研究、開発並びに技術提供 12. 太陽、風力、水力、地熱、水素、海洋等のエネルギー供給機械器具装置の製作、販売 13. 一般及び産業廃棄物処理装置の製作、販売 14. 一般及び産業廃棄物の収集、運搬、処理 15. 一般及び産業廃棄物の中間処理場の経営 16. 一般及び産業廃棄物の再生処理業 17. 一般及び産業廃棄物を利用した土木建築用資材の販売 18. 魚類増殖用施設の販売 19. 汚水処理施設の管理	7. <u>土木工事業</u> 8. 損害保険代理店業 9. 建物維持管理業務 10. 住宅用設備機器の卸・販売業 11. エネルギーの研究、開発並びに技術提供 12. 一般及び産業廃棄物処理の研究、開発並びに技術提供 13. 太陽、風力、水力、地熱、水素、海洋等のエネルギー供給機械器具装置の製作、販売及び <u>輸出入業</u> 14. 一般及び産業廃棄物処理装置の製作、販売及び <u>輸出入業</u> 15. 一般及び産業廃棄物の収集、運搬、処理 16. 一般及び産業廃棄物の中間処理場の経営 17. 一般及び産業廃棄物の再生処理業 18. 一般及び産業廃棄物を利用した土木建築用資材の販売 19. 魚類増殖用施設の販売及び <u>輸出入業</u> 20. 汚水処理施設の管理

現行定款	変更後定款
<p>20. 駐車場の経営</p> <p>21. 生命保険の募集に関する業務</p> <p>22. 介護保険法に基づく訪問介護事業、訪問入浴介護事業、訪問看護事業、訪問リハビリテーション事業、居宅療養管理指導事業、通所介護事業、通所リハビリテーション事業、短期入所生活介護事業、短期入所療養介護事業、痴呆対応型共同生活介護事業、特定施設入所者生活介護事業、福祉用具貸与事業、居宅介護支援事業並びに訪問介護員、訪問看護員の育成、研修の請負</p>	<p>21. 駐車場の経営</p> <p>22. 生命保険の募集に関する業務</p> <p>23. 介護保険法に基づく訪問介護事業、訪問入浴介護事業、訪問看護事業、訪問リハビリテーション事業、居宅療養管理指導事業、通所介護事業、通所リハビリテーション事業、短期入所生活介護事業、短期入所療養介護事業、<u>認知症</u>対応型共同生活介護事業、特定施設入居者生活介護事業、福祉用具貸与事業、居宅介護支援事業並びに訪問介護員、訪問看護員の育成、研修の請負</p>
<p>(新設)</p> <p>23. 介護、福祉に関する事業の研究・コンサルタント業</p> <p>24. 介護用品及び介護機器の貸与、販売並びに健康食品の販売</p>	<p>24. <u>介護保険法に基づく介護予防訪問介護事業、介護予防訪問入浴介護事業、介護予防訪問看護事業、介護予防訪問リハビリテーション事業、介護予防居宅療養管理指導事業、介護予防通所介護事業、介護予防通所リハビリテーション事業、介護予防短期入所生活介護事業、介護予防短期入所療養介護事業、介護予防特定施設入居者生活介護事業、介護予防福祉用具貸与事業、特定介護予防福祉用具販売事業</u></p> <p>25. 介護、福祉に関する事業の研究・コンサルタント業</p> <p>26. 介護用品及び介護機器の貸与、販売並びに健康食品の販売</p>
<p>(新設)</p> <p>25. 身体障害者に対する介護事業</p> <p>26. 保険・医療・福祉に関するセミナーの企画・運営・実施</p> <p>27. 調理業及び飲食店の営業</p> <p>28. 配食サービス事業</p> <p>29. 自動車、自動車部品の販売</p> <p>30. 自動車の定期点検及び修理に関する斡旋業務</p>	<p>27. 介護運送業</p> <p>28. 身体障害者に対する介護事業</p> <p>29. 保険・医療・福祉に関するセミナーの企画・運営・実施</p> <p>30. 調理業及び飲食店の営業</p> <p>31. 配食サービス事業</p> <p>32. 自動車、自動車部品の販売</p> <p>33. 自動車の定期点検及び修理に関する斡旋業務</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>34. <u>建築資材、建設・土木機械の輸出入業</u></p> <p>35. <u>住宅設備機器（太陽光発電装置等）の製造、販売及び輸出入業</u></p>
<p>(新設)</p> <p>31. 上記各号に付帯関連する一切の業務</p>	<p>36. <u>食料品の製造・販売</u></p> <p>37. 上記各号に付帯関連する一切の業務</p>

現行定款	変更後定款
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を山口県下関市に置く。	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)
(新設)	(機関の設置) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。
第2章 株式	第二章 株式
(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は140,092株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は513,000株とする。
(新設)	(株券の発行) 第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。
(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	(削除)
(名義書換代理人) 第7条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 3. 当社の株主名簿、実質株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取及び買増請求の取扱い等株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。	(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 (削除) (削除)

現行定款	変更後定款
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取及び買増請求の取扱いその他株式及び端株に関する手続き並びに手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株主（<u>実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。</u>）の氏名等株主名簿記載事項の変更、端株の買取及び買増請求の取扱い、その他株式及び端株に関する手続き並びに手数料は、<u>取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、<u>毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、株主、登録質権者又は端株主として権利を行使すべき者を定めるため必要あるときは、あらかじめ公告して臨時の基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(端株の買増請求)</p> <p>第10条 端株主は、その端株と併せて1株となるべき端株を自己に売り渡すべき旨を当社に請求することができる。</p>	<p>(端株の買増請求)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第三章 株主総会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、<u>毎年2月末日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p>
<p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に開催し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p>	<p>(招集の時期)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>毎年5月にこれを招集する。</u></p>

現行定款	変更後定款
<p>(議長)</p> <p>第12条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代る。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(決議)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. 商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。</p>	<p>(決議要件)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更後定款
第4章 取締役及び取締役会	第四章 取締役及び取締役会
(員数) 第16条 当社の取締役は、10名以内とする。	(員数) 第17条 (現行どおり)
(選任) 第17条 当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 2. 取締役選任決議については、累積投票によらないものとする。	(選任) 第18条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
(任期) 第18条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した取締役の補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。	(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  (削除)
(取締役会の招集及び議長) 第19条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。	(削除)
(取締役会の招集通知) 第20条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(削除)
(取締役会の決議方法) 第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。	(削除)

現行定款	変更後定款
<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第22条</u> <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第23条</u> 当会社に取締役社長1名を、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を置き、取締役会の決議により取締役の中から選任する。</p> <p>2. 取締役社長は、当社を代表する。</p> <p>3. 取締役社長のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第20条</u> 当会社に取締役社長1名を、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を置き、取締役会の決議により取締役の中から選定する。</p> <p>2. 取締役社長は、当社を代表する。</p> <p>3. 取締役社長のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会)</p> <p><u>第21条</u> <u>取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p><u>2. 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p><u>4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p>

現行定款	変更後定款
<p>(取締役会規程)  <u>第 24 条</u> <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き取締役会の定める取締役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(報酬)  <u>第 25 条</u> <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	(削除)
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>
<p>(員数)  <u>第 26 条</u> 当社の監査役は、4 名以内とする。</p>	<p>(員数)  <u>第 22 条</u> (現行どおり)</p>
<p>(選任)  <u>第 27 条</u> 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>(選任)  <u>第 23 条</u> 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(任期)  <u>第 28 条</u> 監査役の任期は、就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。  2. 補欠のため選任された監査役の任期は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(任期)  <u>第 24 条</u> 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>
<p>(監査役会の招集通知)  <u>第 29 条</u> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の決議方法)  <u>第 30 条</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</u></p>	(削除)

現行定款	変更後定款
<p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p>第31条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。</u></p>	(削除)
<p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役はその互選により常勤監査役若干名を定める。</u></p>	<p>(常勤監査役)</p> <p>第25条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p>
(新設)	<p>(<u>監査役会</u>)</p> <p>第26条 <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>
<p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(<u>報酬</u>)</p> <p>第34条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	(削除)
第6章 計算	第六章 計算
<p>(<u>営業年度</u>)</p> <p>第35条 <u>当社の営業年度は、年1期とし、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。</u></p>	<p>(<u>事業年度</u>)</p> <p>第27条 <u>当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。</u></p>
(新設)	<p>(<u>剰余金の配当決定機関</u>)</p> <p>第28条 <u>当社は、取締役会の決議により、法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、前項に定める剰余金の配当等を株主総会の決議によつては行わない。</u></p>

現行定款	変更後定款
<p>(利益配当金)</p> <p>第36条 利益配当金は、決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対しこれを支払う。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第29条 剰余金の配当としての期末配当は毎年2月末日、中間配当は毎年8月31日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者及び端株原簿に記載又は記録された端株主に対しこれを行うことができる。</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第37条 取締役会の決議により、毎年8月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下、中間配当という。）を行うことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第38条 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第30条 期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>